

「令和4年度 SDGs 達成のための教育推進事業」業務委託に係る企画提案仕様書

1 委託業務名

「令和4年度 SDGs 達成のための教育推進事業」業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月14日まで

3 目的

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」を理念に、経済、社会、環境など課題解決のため、2030年までに達成すべき目標として定めた17のゴールと169のターゲットからなり、現在、国、地方自治体、民間企業等が課題解決に向けた活動を推進している。

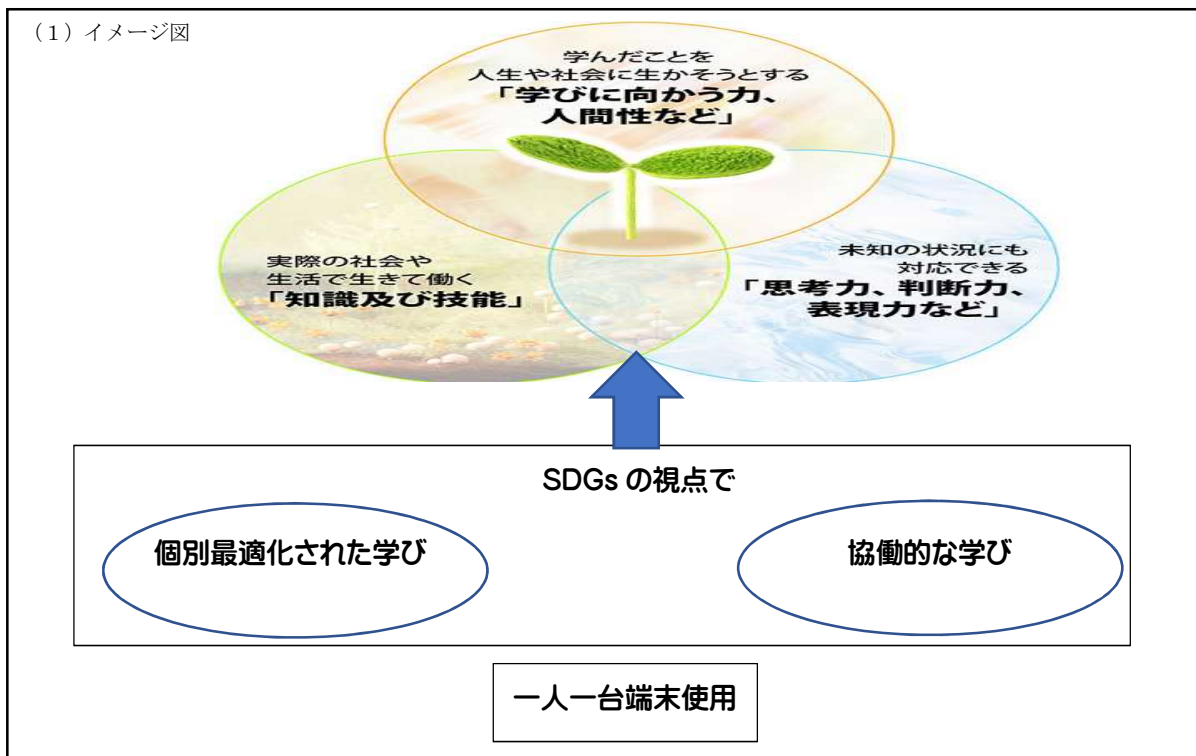
本事業では、学校教育においてESD (Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育) に取り組む中で、教育分野におけるSDGsの普及を図り、新しい時代に必要となる自立的に考え行動に移す力、問題解決能力等の資質・能力を有する人材の育成を図ることを目的とする。

4 事業内容

- (1) 教師、児童生徒にSDGsを普及啓発するため教材・資料の作成。
- (2) ESD・SDGsに関連した実践事例集の作成。

5 委託内容

- (1) 授業で使えるデジタル教材・資料の作成。
 - ・沖縄GIGAスクール構想のもと、学校現場ではICTの活用推進が進んでいる。
 - 一人一台端末使用で、SDGsの視点で個別最適化された学び・協働的な学びをとおり、学習指導要領の「資質能力の3つの柱」を一体的に育成できるものとする。
 - ・他人事ではなく、自分事としてとらえられるよう学んだ自分の足跡をファイリングできるようにする。
- (2) ESD・SDGs実践校（研究指定校）でSDGsに取り組んでいる事例を加味した指導案等を含む実践事例集の作成。
 - ・1時間単位で授業が展開できるよう、動画解説（QRコード等）を織り交ぜた実践事例



(編集・校正、納品について)

① 編集・校正について

- a. 資料の提供において、沖縄県や各学校が提供できないイラスト・写真・データ等は、受託者が入手し編集する。
- b. 沖縄県の魅力を写真、地図、イラスト等を活用して視覚的・効果的に掲示し、児童生徒が興味・関心を持って、問題解決型学習に取り組めるように編集する。
- c. 写真・資料等の撮影・使用許可および著作権処理を行う。
- d. 学年別配当漢字、人権の視点、誤字・脱字・表現に関する点検・校正、色校正を含めて3回程度とする。

② 納品について

- a. 納品物 報告書の電子データ（増刷用として活用できる形式のPDF、テキストファイル、ワード、エクセル、画像ファイル等）を収納した電子媒体 及び、映像コンテンツの電子データ（DVD等）
- b. 納品先 事務局が指定する県内の小・中・高・特支学校や教育関連施設などに送付すること。送付先リストなどは事務局で用意し、受託者は事務局と連携し送付を行う。
- c. 納期 令和4年12月9日（金）まで
- d. 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、

媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的、三次的な利用と、それに伴う再編集についても可能なように対応する。

※（参考）県内児童生徒数は、小：約 10 万人、中：約 4 万 6 千人、高特支：約 6 万 8 千人で、合計は約 20 万人。教員数は、小中高特支（約 1 万 3 千人）。学校数は、小中高特支（約 511 校）

6 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は背負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という）については、その履行を第三者に委任し、又は背負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとして県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※ 「契約の主たる部分」とは、契約金額の 50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認審査などの統括的かつ根幹的な業務のことをいう。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約のプロポーザル参加者であった者に契約の履行を委任し、又は背負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は背負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は背負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、または背負わせるときはその限りではない。

※「その他、簡易な業務」とは、資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿データの入力及び集計等のことをいう。

7 著作権

成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託の実施にあたり、第三者の著作権等その他権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

8 実施体制

委託業務の内容については、両方で密に連携、調整しながら決定することとする。

9 その他留意事項

- (1) 委託業務の内容については、実施段階において、諸事情により変更することがある。
- (2) 本契約に定める事項について生じた疑義、又は本契約について定めのない事項については、委託者と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。